

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

## 平成 23 年度税制改正 ~ 所得税・相続税は見送りに！

**Q** 民主党・自民党・公明党 3 党が修正合意した平成 23 年度税制改正案が 11 月 24 日に衆議院で修正議決されました。結局、どの項目が議決され、どの項目が見送られたのでしょうか？復興特別税と合わせて説明してください。

### 解説

従来の税制改正案からは**所得税と相続税の改正規定が削除されました**が、税率の引き下げなどの法人税の改正は行われます。復興特別税については、法人税と所得税、個人住民税の上乗せが行われることとなりました。

#### 1. 法人税法の改正

(ア)税率の引き下げ

普通法人の場合は下記のように税率が引き下げになります。

法人の区分		現 行	改 正 後
普通法人	下記以外（大法人等）	30%	<b>25.5%</b>
	中小法人の年 800 万円以下	2.2%（1.8%）	1.9%（ <b>1.5%</b> ）

年 800 万円以下の軽減税率(括弧書き)については、平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までの開始事業年度に適用。

(イ)欠損金等の繰越控除の見直し

資本金 1 億円超の法人については、欠損金の繰越控除額が**欠損控除前の所得のうち 8 割を限度**とする。

繰越期間を現行の**7 年から 9 年に延長**する。(平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度で生じた欠損金額から適用)

上記の他、**貸倒引当金制度の見直し・寄附金の損金算入限度額の見直し・研究開発税制の見直し**などの改正が行われます。

#### 2. 復興増税の内容とスケジュール

【1】	<b>復興特別所得税</b>	<b>2013 年 1 月より</b>	<b>所得税額の 2.1%</b>	<b>25 年間</b>
【2】	<b>復興特別法人税</b>	<b>2012 年 4 月より</b>	<b>法人税率の約 2.4%</b>	<b>3 年間</b>
【3】	<b>個人住民税均等割</b>	<b>2014 年 6 月より</b>	<b>年 1,000 円上乗せ</b>	<b>10 年間</b>

### 要するに...

審議中であった平成 23 年の税制改正法案は、基本的に法人税の改正を除いては、ほぼ見合わせる事となりました。この結果、基礎控除額の引き下げなどの相続税の改正や所得税の改正は来年以後に持ち越しとなりました。また、復興特別税の詳細も決まり、いよいよ震災からの復興も本格化していくことが期待されています。